

高齢者の方で「デマンドバス利用券」をお持ちの方へ

今年度発行した「デマンドバス利用券」の有効期限は平成29年3月31日(金)までとなります。期限内にご利用ください。

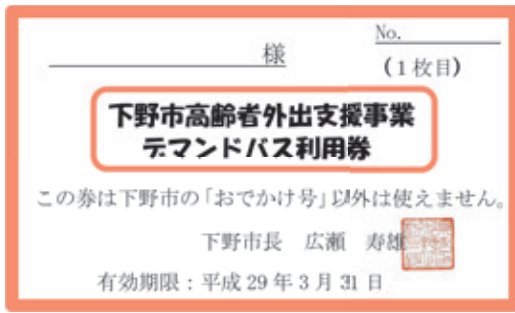
市では75歳以上の高齢者の方に対して、外出支援と社会参加の拡大を図るため「デマンドバス利用券」を交付しております。

利用等の詳細につきましては、高齢福祉課にお問合せください。

問い合わせ先

高齢福祉課

☎(32) 8904



農業用軽油引取税免税証の交付申請について

農業用免税軽油の交付申請受付が次の日程で行われます。

場所

市役所 304会議室

日時

受付日	受付時間・対象地区	
	午前 (9:00 ~ 11:30)	午後 (13:00 ~ 15:30)
1月30日(月)	石橋 全地区	石橋 全地区
1月31日(火)	南河内 ①地区	南河内 ②地区
2月1日(水)	国分寺 全地区	国分寺 全地区

※南河内地区については次の区割りとなります。

- ①下原・西区・薬師寺一丁目

- ②六丁目・成田・町田上・町田下・谷地賀上・谷地賀下・下文狭・東田中・西田中・地久目喜・仁良川上・仁良川下・祇園町
- ③本吉田北・本吉田南・絹板・絹板台・台坪山・的場・上坪山・東根・塚越・磯部・川島・上吉田・鯉沼・三王山・西坪山・祇園・緑

分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。
※更新手数料420円はつり銭のないようご協力をお願いします。
※指定の受付日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑
- (3) 免税軽油の引取りに係る報告書(納品書又は領収書を添付、写しでも可)
- (4) 手数料420円
- (5) 耕作証明書(新規申請及び耕作面積が変更になった場合)

※使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。ご注意ください。

注意事項

- ① 新規申請及び交付数量の見直しを希望される方は、免税証の交付は後日になります。
- ② 新規申請及び登録機械の入れ替えがある方は、機械の「メーカ名」「型式」「馬力」を事前にメモ等に控えてきてください。

- ③ 国税および地方税の滞納処

分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。
※更新手数料420円はつり銭のないようご協力をお願いします。
※指定の受付日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

問い合わせ先

栃木県税事務所
軽油引取税調査担当
☎0282(23)6882
農業委員会事務局
☎(32)8915

広報しもつけが「おもてん」のお手伝い

誕生月の広報紙にお子さんの写真を掲載しませんか？
広報しもつけの暮らしの情報イベントカレンダーに、小学生までの、お子さんの写真を掲載させていただいております。

申し込み方法

- ① メール
- ② 市ホームページ簡単申請

③ 総合政策課窓口
いずれかの方法で申し込みください。

締め切り

掲載月の前々月末日まで
※例 12月生まれば、10月末日まで

記載事項

- ① 申込者 (住所、氏名、電話番号)
- ② お子さんの誕生日
- ③ お子さんのニックネーム ※敬称まで含む。記載がない場合は無記名となります。

※例 めぐみ、ひなちゃん
めいくん など

メール送信先

✉info@city.shimotsuke.lg.jp



問い合わせ先

総合政策課
☎(32)8886